

さくら市農業委員会総会議事録（令和3年3月定例総会）

1. 開催日時 令和3年3月25日（木）午後1時30分から午後3時08分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第2 | 議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について |
| | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について |
| | 議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について |

議案第7号	さくら市農業員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について
議案第8号	さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規定及びさくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準の一部改正について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
係長	大山 昌良
主査	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。急に暖かくなってきて田植の準備も始まって何となく気ぜわしいなと思うんですが、本日は大変ありがとうございます。</p> <p>今日はですね、皆さんに頑張っていた人農地プランの進捗状況を簡単に報告させていただいてごあいさつに代えたいと思います。人農地プランというのは既にあるわけですが、地域の農家の人たちの話し合いによって実のあるものにしていきましょうということで3月いっぱいを期限に全国一斉に行われているものなんですけども、皆様のご努力のたまものなんですけどもさくら市では32地区あるんですがそのすべてにおいて実質化を期限内に達成できそうだと先ほど農政課の方から報告を受けました。32地区のうちさくら市では10地区が既に実質化の基準を達成しているということで22地区でこの間活動してきて13地区で話し合いがもたれたそうです。残りの9地区というのは皆さん色々動いて話し合い等も組織されていたんですが新型コロナで残念ながらそういう場を持つことが出来なくて回覧等で実質化の基準まで何とか行ったということのようです。大変お疲</p>

		<p>れさまでした。人農地プラン的にはたぶん4月から第2段階の実践という所に入っていくんだと思うんですが、私たち農業委員会的には実質化の取り組みの中でおそらく変化したであろう農家の方々の意識を力にこれから私たち頑張っている農地利用の最適化の取り組みというのを頑張って推し進めて人農地プランの実践に寄与していくという立場なんだと思います。これからも引き続きその辺の活動をお願いしていきたいと思います。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会3月定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号が1件、第4号が2件、計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては第1号議案1件、第3号議案1件、第4号議案1件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>

17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件、議案第4号2件、議案第6号3件、合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして第2号議案1件、議案第4号3件、議案第6号2件、計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願います。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。2番の古澤一郎委員、3番の小林功委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
7番	小菅	あっせん委員としまして、11番関誠委員、16番小林義和委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、11番関誠委員、16番小林義和委員を指名します。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい

		て」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
12番	千野根	この案件は農地の売買に関する案件です。 案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人は10年以上耕作を委託していましたが退職を機に農業に従事することにしました。隣接地も自分の土地です。20日に推進委員と、また、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のようなことですのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第2号番号2番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可

		相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10番	加藤	案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は譲受人の賃貸している農地を耕作者に売却しようとする案件でございます。ただいま事務局で説明があったとおりで3月22日の地区推進委員との現地調査及び本日の調査会で書類審査を行いましたけどどちらも問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第2号番号3番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
9番	大谷	案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人におきましては農業歴45年以上あります。細かい部分については事務局の説明のとおりであります。今月の20日に地

		区推進委員と現地の調査及び今日の調査会で現地調査をしまして問題ないということですので皆様のご協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第2号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号3番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「公益性が高い事業」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
16番	小林	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>本申請は申請人が自己所有の農地を一般住宅敷地として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由といたしましては、現在の居住地は親子2世帯が暮らすのには狭く以前住宅建設用地として購入したこの土地が最適と思ひ今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画としまして、計画によりますと敷地の東側に建物を設置し駐車場と車両の回転スペース及び庭を設置します。雨水は敷地内浸透処理、汚水雑排水は合併浄化槽において浄化した後</p>

		<p>水路に放流いたします。取水は市営上水道を利用する計画になっています。</p> <p>資金計画としましては、建設費、付帯工事費、その他合わせまして1480万円、全額自己資金で賄う計画です。残高証明書がついています。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としまして、北側の農地には日照通風等影響がないように建物を配置いたします。周辺農地との境は道路・水路等で仕切られており、砂利を敷設して固め土砂の流出を防止いたします。</p> <p>17日に農地利用最適化推進委員同行のもと現地調査を行いました。また、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況ですので皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張(既存施設面積の2分の1以下)」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

5 番	伊藤	<p>案内図 3 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は現在、宅地の敷地として利用されています。今回宅地内にある水路敷を個人で払い下げしたいということで調査士にお願いして払い下げをする手続きを進めた中で今回の申請地が宅地の一部になっているにもかかわらず地目が田になっているということで申請を出されてきたものです。宅地周りの土地につきましても申請者の土地ですので他の農地への影響はないということで本人もきちんと整理しておきたいということです。3月16日に推進委員と現地調査しました。また、本日の調査会でも調査して見てきたところでありますが何ら問題はないだろうという結論に至っています。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

13番	柴山	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為を必要性とする理由なんですけど、養豚場内を駐車場にすると伝染病の予防に支障をきたします。よって当地を専用駐車場にするため転用申請をするということです。</p> <p>選定理由なんですけど、申請地は養豚場入口付近に位置しているので選定をいたしました。申請地の具体的利用計画ですが、10トントラック1台を中央に止め、左右2台ずつ乗用車を止めるということでございます。排水の方法については砂利敷きによる自然地下浸透となっております。</p> <p>先週推進委員と、今日調査会にて見てきましたが何ら問題はなにかと思われま。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

13番	柴山	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は、〇〇さんの農地を一部賃借によって株式会社△△が太陽光パネルを設置するということでございます。全体の3分の1ということで、この申請地の裏側が山林なんですけどそれと一体で開発行為を行うということです。</p> <p>転用行為の必要性なんですけど、申請者は太陽光発電に関する事業をしております。今回、申請地北側山林に太陽光発電設備を設置します。全体計画として申請地を事業区域の一部といたして転用の申請をしますということです。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、雨水対策の方法は自然地下浸透でございます。土砂の流出防止対策は現況の地盤を維持するので土砂の流出はございません。日照通風の影響ですけども太陽光発電設備の高さ1.78mなので日照通風の影響はないということです。農業用水設備及び耕作道の確保等は特に必要ありません。また、防草対策については年2回以上草刈りを実施いたします。先ほどと同様、先週推進委員と、今日調査会にて現地調査を行い、特に問題はないかと思われるということでした。よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種中高層住居専用地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は</p>

		許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
2番	古澤	案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。 この案件は、〇〇さんが義理の父である△△さんの所有する土地を借り受け一般住宅を建築する案件です。 転用行為の必要性及び土地の選定理由ですが、譲受人はアパートに住んでいますが、現在の住まいが手狭になり自己住宅が必要になり住宅地を探していたところ妻の父が所有する土地が土地区画整理事業が行われており住宅地としての環境が良好であるため選定いたしました。 土地利用計画ですが、一般住宅2階建て、取水はさくら市上水道、排水は公共下水道、雨水は宅地内にて浸透処理。 資金計画ですが、建築費、その他合わせて2800万円を借ります。融資書も添付されております。 周辺農地への影響ですが、本日の調査会及び3月16日に地元推進委員と申請の内容等書類を確認し現地調査を行いましたが無問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第4号番号4番について朗読して説明する。)

		<p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域（第一種住居地域）でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
2番	古澤	<p>案内図4-4をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>この案件は〇〇さんが売買により宅地の駐車場として転用する案件です。</p> <p>転用行為の必要性ですが、自宅の庭の駐車場が手狭になり、自家用車の台数を増やしたく駐車場の面積の拡張が必要になったため選定しました。申請地は自宅の敷地のすぐ前にあり、利便性があるためです。</p> <p>土地利用計画ですが、自宅の駐車場として使用し雨水の処理は敷地内浸透処理、取水排水はありません。</p> <p>資金計画ですが、用地取得費、砂利敷費合わせて135万円はすべて自己資金で賄います。別紙残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東は道路、西は河川、南は駐車場、北は自宅敷地です。周辺に農地が全くありませんので問題ないと判断しております。</p> <p>本日の調査会、また3月16日に地元推進委員と申請の内容を確認し現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第4号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図4-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この株式会社〇〇なんですけど代表取締役を賃貸人の奥さんがやっております自分の土地を身内でやっている会社に貸し出しをするという案件でございます。株式会社〇〇は平成22年に産業廃棄物及び一般廃棄物処理業として始まりまして今になって事業拡大をしまして屋敷等の木材並びに平地林の木材を伐採して中間処理施設に運搬した木材を裁断したものを最終処分場に送り届けるというリサイクル事業に特化しております。すべて自分の所で最初から最後までチップまで作って販売するという事業をしております。かなり事業が拡大されましてそれとともに従業員の駐車場なども少なくなってしまうと重機とトラック等がかなりありましてそれを止めるスペースがなくなってしまうということで転用したいということでもあります。</p> <p>資金計画なんですけど、すべて自己資金で賄います。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としましては、北側は田、東側は畑、南側は田、西側は宅地であり特に問題はありません。取水は無しで、雨水処理は盛土なしで申請地全体に砂利を敷きまして雨水は事業敷地内に自然浸透します。雨水、土砂等の流出はありません。汚水も発生しません。丸太材は高さ2メートルを超えて積載いたしません。よって周辺の土地の日照、通風等には影響はないと思います。19日に地元推進委員と、また本日、調査会で見てきましたが特に問題ないということなのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第4号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性及び土地の選定理由につきましては、譲受人は〇〇県△△市に住んでおられて、生まれが□□町ということで実家に年老いて両親が住んでいて、できるだけ近くに住居を構えたい。それと仕事もテレワーク等で続けられるという形であります。もう一つは子供が小さいので先に安定な住居を構えて小学校に入るまでには整えたいというふうな形でありまして、実家にも近いという形でありますので土地の選定及び転用行為を考えたということでもあります。</p> <p>土地の利用計画につきましては、一般住宅地として申請地と隣接する雑種地を合わせて414㎡を一般住宅及び駐車スペース及び庭というふうな形で利用していくということでもあります。木造平屋建てを予定しているということです。取水につきましては</p>

		<p>さくら市上水道及び生活排水については合併浄化槽において処理をして南側に位置する排水路に接続をします。雨水排水については浸透処理をしていくということです。</p> <p>資金計画につきましては、土地代398万円、土地整備費50万円、住宅建築資金として3252万円、合わせて3700万円、こちらについては全部借入を予定しているということになります。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としては、南側が道路、西側が田、東側と北側については譲渡人の所有地であります。平屋建てでありますので周辺農地への日照及び通風等の影響はないということになります。雨水は敷地内浸透、流出しないように敷地内側への勾配とするということになります。</p> <p>その他の法令等につきましては、全部適合しておりますという形で報告されております。3月の20日及び本日、推進委員及び農業委員と現地調査をして問題ないというふうな形であります。皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第4号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に</p>

		<p>適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>1 1 番</p>	<p>齋藤</p> <p>関</p>	<p>担当委員の説明をお願いします。</p> <p>案内図4-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請につきましては、譲受人の〇〇氏が売買により駐車場として転用し株式会社△△が駐車場として利用するものです。</p> <p>転用行為の必要性ですが、申請人は株式会社△△の役員を務めております。株式会社△△は土木建設工事を営んでおり、近年事業規模の拡大に伴い、会社所有車などの増加により駐車場の確保が困難となっている状況であります。このため、申請地を駐車場として整備をし、株式会社△△に賃貸するものであります。</p> <p>土地の選定理由につきましては、会社事務所に隣接しており周囲の農地への影響が少ないため選定に至っております。</p> <p>土地利用計画につきましては、周囲に擁壁を設置し北側の市道からの乗入口を除くすべてにフェンスを巡らせ、場内は盛土をなしたうえで砂利敷きとし、場外への雨水流出のないよう中央を低く設定し、敷地内にて自然浸透処理となっております。場内は、幅6メートルの場内通路及び回転スペースを確保したうえで乗用車及び2トン車用が39台分、4トン車用が15台分の駐車スペースを配置する計画でございます。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費400万円を自己資金にて賄います。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、申請地の北側は市道、東側は譲渡人所有の農地、南側は譲渡人所有の宅地、西側は宅地となっております。場内における水の利用、建築物の建築の予定はございません。雨水は敷地内自然浸透であり、駐車場利用のため日照通風等の影響はないものと考えます。</p> <p>本日の調査会におきまして現地調査を行いました但し問題はないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>齋藤</p>	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約4.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>案内図4-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は賃貸による太陽光発電の案件であります。</p> <p>賃借人につきましては〇〇市にありますところなんですけれども、△△氏と□□氏の所有ですけれども、その2名から借受けをしまして賃借人が太陽光発電を行います。〇〇市にも太陽光発電設備を3カ所所有しているということでもあります。</p> <p>規模の部分につきましては、太陽光パネル250枚を予定しているという形であります。</p> <p>土地の選定理由としては、形状が平坦で立木等もなく近隣に送電するというふうな形が可能なところということでありますので土地の選定をしたところということです。</p> <p>土地の利用計画につきましては、低圧発電所1カ所を設置し、発電パネル250枚、最大発電出力85キロワットを設置するという形であります。南側宅地の一部を進入路として使用しますが、土地の所有者の承諾を得ております。土地の整地については重機による転圧を行って周囲には高さ1.5メートルのフェンスを設置し防犯対策を図るという形であります。</p> <p>資金調達につきましては、自己資金で1082万円、支出につきましても同額という形であります。</p>

		<p>周辺農地への被害防除対策としては、東側が水路、西側が道路と畑、南側が宅地と道路、北側が畑と水路になっており申請地は平坦で周囲に土砂、雨水が流出することがないように周囲の土地と高低差を設けないように設置します。太陽光発電施設であるため特に被害防除対策の必要はないものと思われます。草刈りは定期的に5月、8月、10月の3回行い、周辺農地に影響の無いような除草剤を4月と11月の2回に散布をして土地の管理をしていくという形であります。雨水対策につきましては現状の土地に設置するためおおむね自然浸透となりますけれども土砂が流れないように整地しますので周囲には被害はないと思われるということであります。3月の20日及び本日、現地調査をしてきたところですがけれども問題がないというふうに思います。皆さんのご協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第4号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで2時40分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時30分から午後2時40分までの間、暫時休憩)</p>
議長	齋藤	<p>それでは会議を再開したいと思います。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p>
12番	千野根	<p>議案第5号につきましては当事者であるため退席いたします。</p>
16番	小林	<p>同じく、議案第5号につきましては当事者であるため退席いたします。</p>

議長	齋藤	<p>議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者である12番「千野根友治委員」及び16番「小林義和委員」の退席を許可します。</p> <p>【12番 千野根 友治委員 退席】 【16番 小林 義和委員 退席】</p>
議長	齋藤	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度 第12号 公告予定年月日は令和3年3月31日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規17件、再設定41件、農地中間管理機構を通じた賃借が3件、所有権移転が1件となっております。なお、詳細につきましては、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>私から要請をお願いしたんですが、賃借料の所の標準小作料という言葉が使われているので、今は標準小作料という制度はなくなっているのだからこういう使い方はぜひ訂正していただけないように農政課にお願いするようにさせていただきました。</p> <p>それではほかに意見等ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。</p> <p>12番「千野根友治委員」及び16番「小林義和委員」の着席</p>

		をお願いいたします。
		【12番 千野根 友治委員 着席】 【16番 小林 義和委員 着席】
議長	齋藤	次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第6号番号1番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和2年8月31日です。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明を願います。
6番	片岡	詳細は事務局の説明のとおりです。復元には困難かと思われま す。農地パトロールでも推進委員と事務局とまわってまいりまし た。今日も現地確認してまいりました。かなり困難なので致し方 ないかというところであります。ご審議お願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号番号1番については、原案通り 承認されました。 続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求め ます。
事務局	大山	(議案第6号番号2番について朗読して説明する。)

		(場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 柴山昇委員、現地確認日は令和2年9月9日です。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	柴山	ただいまの事務局の説明のとおりです。本日の調査会で現地を見てきたんですけども、周りの環境も木が生い茂っていて農地にするには不適ということで確認してきましたので、よろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号2番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号番号2番については、原案通り承認されました。 続きまして、議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第6号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和2年8月18日です。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
17番	七久保	写真を見ても分かるように農地への復元は不可能とされます。3月17日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして耕作放棄地の非農地通知の交付につきまして

		ては何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号番号3番については、原案通り承認されました。 続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第6号番号4番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和2年8月18日です。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明を願います。
17番	七久保	場所と内容は事務局の説明のとおりです。写真を見ても分かるように檜の木が生えていまして山林の様相を呈しておりまして農地への復元は困難と思われます。3月17日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして耕作放棄地の非農地通知の交付につきましては何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいいたします。
		【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号4番については、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第6号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 千野根友治委員、 現地確認日は令和2年8月26日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	千野根	<p>内容については事務局の説明のとおりです。3月20日に推進委員と、また本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番については、原案通り承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「さくら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	大山	<p>それではご説明いたします。現在、国において新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応と、テレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでいます。</p> <p>地方自治体においても国と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応や行政手続におけるデジタル化が求められ、行政手続の省略化を検討することが必要不可欠となっていることから、さくら市でも見直しの作業がなされているところです。</p> <p>今回の内容につきましては、さくら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則を一部改正し、農地利用最適化推進委員に応募する際使用する様式の、印の文字を削除し、手続きの省略化をするものであります。なお、本案の内容については、法令等を担当している総務課と別途協議済であることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>団体による推薦の場合、推薦者の印もいらないということなんですか。</p>
事務局	野中	<p>印鑑はすべて押さなくても良いということになります。</p>
17番	七久保	<p>そうすると、悪意に考えますと誰かが名前を書いてということが出てこないとは限らないと思うんですけど。</p>
議長	齋藤	<p>全体的にそういう方向で進んでいるということには、それに対してのそれなりの対応方法もできているから大丈夫ということなんですか。</p>
事務局	大山	<p>法律上、印鑑が必要なものは省くことはできないんですが、これは市で定めている規則でありますので省略化も含めて削除しても大丈夫というところで法令担当でも判断しているところでですので議案として上程させていただいている状態です。</p>

8 番	小林	農業委員会で承認する訳なので、その間に本人に確かめる機会はあると思うんですが。
議長	齋藤	ほかに意見はありますか。
1 2 番	千野根	推薦者のところにはんこを押すようになっているんですけどその場合はどうなのですか。
議長	齋藤	改正後は㊦がなくなるということです。
7 番	小菅	日本全体ではんこがどうなんだという状況にもなってきているようなので、現状ではんこが形式だけになっているところもあるのでそれを受ける採用側がきちんとしていれば問題はないのかなと思います。
議長	齋藤	ほかにございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	意見も出尽くしたようですので、採決に入ります。 議案第 7 号について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 7 号については、原案通り承認されました。 次に、議案第 8 号「さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程及びさくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準の一部改正について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	大山	本案につきましても、趣旨は、議案第 7 号と同じく、手続きの簡素化をするためさくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程とさくら市空き家等に付随した農家等の別段面積取扱基準にかかる申請書類において署名、押印の部分を削除する内容となっております。 なお、この内容についても、法令担当部署である、総務課と協議済であることを申し添えます。

		<p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。議案第8号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号については、原案通り承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番についてはお目通しを願います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これにて、さくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。</p> <p>(午後3時08分閉会)</p>